

付属資料6

各種届出様式

………付6-1～付6-4

和暦年（西暦年） 月 日

文化庁長官 様

所有者

重要文化財（建造物）の現状変更等許可申請書

下記のとおり、重要文化財の修理について、文化財保護法第43条の2及び国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第1条の規定に基づき、届出ます。

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 8 現状変更を必要とする理由
- 9 現状変更等の内容及び実施の方法
- 10 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なる時は、現在の所在の場所
- 11 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更などの終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 12 現状変更などの着手及び終了の予定時期
着手
終了
- 13 現状変更等にかかる工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 14 その他参考となるべき事項

和暦年（西暦年） 月 日

文化庁長官 様

所有者

重要文化財（建造物）の修理の届出

下記のとおり、重要文化財の修理について、文化財保護法第43条の2及び国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第1条の規定に基づき、届出ます。

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 修理を必要とする理由
- 8 修理の内容及び方法
- 9 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 10 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 11 修理の着手及び終了の予定時期
着手
終了
- 12 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 13 その他参考となるべき事項

和暦年（西暦年） 月 日

文化庁長官 様

所有者

重要文化財（建造物）のき損の届出

下記のとおり、重要文化財のき損について、文化財保護法第33条及び国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損、亡失又は盗難の事実の生じた日時及び場所
- 8 滅失、き損、亡失又は盗難の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、き損、亡失又は盗難の原因並びき損の場合は、その箇所及び程度
- 10 滅失、き損、亡失又は盗難の事実を知った日
- 11 滅失、き損、亡失又は盗難の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

和暦年（西暦年） 月 日

文化庁長官 様

所有者

下記のとおり、文化財保存事業費関係補助金交付要綱第4条（23）の規定により、重要文化財（建造物）の防災施設が機能不能（又は低下）しましたので報告します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 機能不能（又は低下）等の事実の生じた日時及び場所
- 8 機能不能（又は低下）等の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 機能不能（又は低下）等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 10 機能不能（又は低下）等の事実を知った日
- 11 機能不能（又は低下）等の事実を知った後に執られた措置その他の参考となるべき事項
- 12 添付書類
 - (1) 位置図・配置図
 - (2) 写真（き損等の状況が分かるもの）
 - (3) 消防設備等点検結果報告書の写し※消防設備点検の結果、き損等が判明した場合